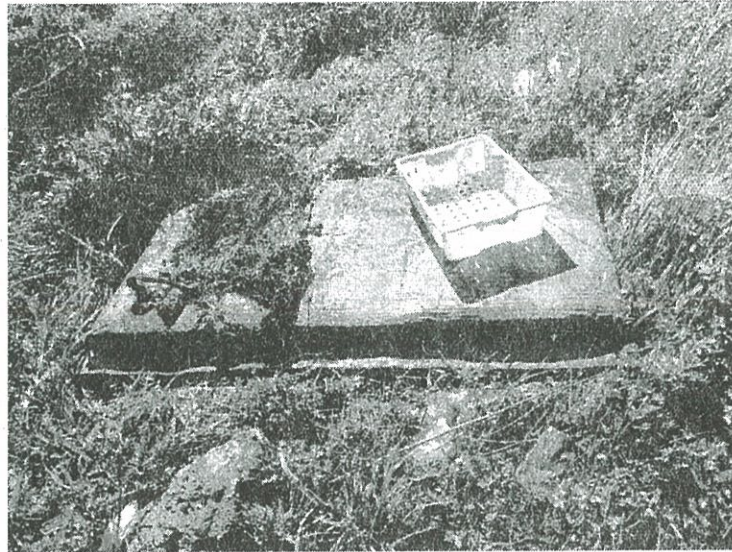


令和2年3月16日

不法投棄の禁止について

柳の橋の浜海岸に、畳3枚が不法投棄されていました。



不法投棄は犯罪です！

5年以下の懲役または1000万円以下の罰金に処せられます。

不法投棄の情報をお持ちの方は、下記までお知らせ下さい。

役場 建設課 環境衛生係
(56-3111)

法では、捨てられた方にも管理責任を問われる場合もあります。土地を所有または管理している方は、自分の土地に違法投棄されないよう充分ご注意ください。